

中堅教諭等資質向上研修（幼保連携型認定こども園）実施要綱

1 目的

中堅教諭等資質向上研修（幼保連携型認定こども園）（以下「中堅教諭等資質向上研修（こども園）」といふ。）は、幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）の教職経験が8年目から10年目の教員に対して、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条1項に規定する研修であり、こども園の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、個々の能力、適性等に応じて学校の教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たす力を向上させることを目的とする。

2 対象

- (1) 中堅教諭等資質向上研修（こども園）の対象となる教員（以下「研修教員」という。）は、教職経験が8年目から10年目のこども園の保育教諭とする。
- (2) 中堅教諭等資質向上研修（こども園）は、原則として、教諭及び保育教諭としての教職経験が8年目から10年目のうち、いずれか1年を選択し、選択した1年以内に実施する。
- (3) 前項の教職経験に係る在職期間の計算方法等は、次に掲げるとおりとする。
 - ① 国立、公立又は私立の学校である幼稚園の教諭又はこども園の保育教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。
 - ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算する。
 - ③ 在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除く。
 - ア 国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ウ 地方公務員法の規定により配偶者同行休業をした期間
 - エ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により育児休業をした期間
 - オ 国立大学法人の設置する幼稚園又は私立の学校である幼稚園の教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエに規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
 - カ 国立大学法人の設置するこども園又は私立の学校であるこども園の保育教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエに規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

3 内容

岡山県教育委員会は、年間研修計画の作成に当たっては、別に定める研修総合企画・調整委員会の意見を踏まえるものとする。

研修教員は、年間に3日間程度、岡山県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）等で園外研修を受講するとともに、18時間程度園内研修を受講するものとする。

(1) 園内研修

- ① 園内研修は、保育活動、幼児理解、教育課題への対応等必要な研修分野を、研修教員が主体的に取り組むことができるよう配慮し実施する。
- ② 前項の研修の実施場所は、主として、研修教員が勤務するこども園とするが、他のこども園等においても実施することができる。

(2) 園外研修

中堅教員として共通に身に付けることが求められる内容の研修とし、原則として3日間実施する。

4 研修の手続等

- (1) 岡山県教育委員会は、研修教員の能力、適性等を評価するための評価規準を作成する。
- (2) 園長は、研修教員について、研修教員報告書を作成し、市町村教育委員会又は部局に提出する。
- (3) 研修教員は、自己評価票を作成し、園長に提出する。

- (4) 園長は、研修教員の保育、学級経営等の状況等及び前項の規定により作成された自己評価票に基づき、当該研修教員の能力、適性等を評価し、研修教員ごとに園内研修計画書を作成し、所管の教育委員会又は部局に提出する。
- (5) 園長は、園外研修の参加申込を「講座受付システム」で行うものとする。
- (6) 市町村教育委員会又は部局は、研修内容の適否を踏まえ、研修計画の決定を行う。

5 研修の実施体制

- (1) 園長は、研修教員が園内外で研修を受けるに当たり、園運営に支障をきたさないよう適切に配慮するとともに、円滑に研修ができるよう研修時間の確保に努めるものとする。
- (2) 園長は、4の(4)の規定による決定のあった園内研修計画書に従い、研修教員に対して指導及び助言を行うものとする。
- (3) 園長は、前項の指導及び助言を行うに当たっては、園務分掌を有機的に活用し、園全体として協同的な指導体制を整備するものとする。
- (4) 園長は、園内研修の充実を図るため、市町村教育委員会又は部局と連絡を密にし、必要に応じて指導主事等の派遣を要請することができる。
- (5) 園長以外の教員は、園長の指導の下に、4の(4)の規定による決定のあった園内研修計画書に従い、研修教員の指導及び助言に当たるものとする。

6 園内研修報告書及び研修成果報告書等

- (1) 研修教員は、1年間の研修の成果について研修成果報告書を作成し、園長に提出する。
- (2) 園長は、研修教員の研修の状況等及び前項の研修成果報告書に基づき、園内研修報告書を作成し、研修成果報告書と併せて市町村教育委員会又は部局に提出する。
- (3) 市町村教育委員会又は部局は、園内研修報告書及び研修成果報告書を岡山県総合教育センターに提出するものとする。この場合において、市町村教育委員会又は部局は園内研修報告書及び研修成果報告書の写しを添付するものとする。

7 連絡協議会

岡山県総合教育センターは、中堅教諭等資質向上研修（こども園）を円滑かつ効果的に実施するため、園長の連絡協議会を開催するものとする。

8 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、中堅教諭等資質向上研修（こども園）の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の改正の施行期日から当分の間の経過措置として、こども園の状況に応じて、中堅教諭等資質向上研修（こども園）を弾力的に実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。